

(件名) 派遣労働者の賃金を保護する上で必要な派遣法改正による意見書を求める陳情書

(陳情の要旨)

近年、同一労働同一賃金の施行もあり、「派遣先均等均衡方式」や「労使協定方式」の採用が義務化されていますが、派遣先均等均衡方式と労使協定方式の待遇差が生じていると示唆します。派遣労働者は、行政主体の不安定且つ正規社員と比較して安価な賃金で働かされて、生活困窮や差別を強いられている事もあります。

労働者派遣法の第30条の六（就業規則の作成の手続き）で、定められる就業規則についても恣意的な運営が施され、条理に満たさない形での就業形態が普遍的になっています。又、賃金規程や福利厚生についても発展途上であることから、いわゆる非正規社員の温床になっています。

近年は、株価操作による株価上昇はあるが、日本全体の労働人口に対して、雇用が十全ではない事があげられます。しかし、労働者は安定的な雇用を求める傾向があり、それを満たすためには、働き方の多様性や、最低所得補償などを講じなければ日本全体が安定且つ生活権を容易に満たす金銭を得られることはないと考えます。

新型コロナウイルスの長期的な影響も問題視されている中で、働き方が大きく変わってきています。そして何より雇用の衰退が生じています。この様な現況でたどり着いた派遣業が、非正規社員の温床になっているようでは、派遣法の標題である「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の文言と乖離してはなりません。

派遣労働と労働者派遣法の関係から生じる社会的な位置づけは以上のとおりで、派遣労働者の賃金を公正に保護する上で必要な改正を求めるものである。

- 1 厚生労働省基準の「労使協定方式」の見直し
- 2 労働者派遣法第30条6の就業規則作成義務化
- 3 資格取得の条文化
- 4 労働者派遣法第44条（労働基準法の適用に関する特例）の拡充

以上の項目に関する意見書を求める陳情書とする。